## 介護老人保健施設日和の里 訪問リハビリテーション 利用料金一覧表

訪問リハビリテーション利用料

*地域区分	•	大津市	(5	級忚	10	55)	)

介護保険報酬 基本利用料	*単位(円)				
	基本単位	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	308	1 🗆	325	650	975
加算利用料					
短期集中リハビリテーション費	200	1 🛭	211	422	633
認知症短期集中リハビリテーション費	240	1 🗆	254	507	760
リハビリマネジメント加算イ	180	1月	190	380	570
リハビリマネジメント加算ロ	213	1月	225	450	675
リハビリマネジメント加算(医師説明あり)	270	1月	285	570	855
計画診療未実施減算	<del>-5</del> 0	1 🗆	-53	-106	-159
サービス提供体制強化加算 I (*)	3	1 🗆	4	7	10
口腔連携強化加算	50	1月	53	106	159
退院時共同指導加算	600	退院時 1 回	633	1266	1899

## 介護予防 訪問リハビリテーション利用料

*地域区分:大津市	(5級地	10.55)
-----------	------	--------

介護保険報酬 基本利用料	*単位(円)				
	基本単位	算定単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費	298	1 🛭	315	629	943
訪問リハビリテーション費(12 月超)	268	1 🗆	283	566	849
加算利用料					
計画診療未実施減算	-50	1 🗆	-53	-106	-159
サービス提供体制強化加算Ⅱ(*)	3	1 🛭	4	7	10
□腔連携強化加算	50	1月	633	1266	1899
退院時共同指導加算	600	退院時 1 回	633	1266	1899

## 自費利用料

交通費 片道 5 km未満	1 🛭	300円	通常の事業の実施地域以外への居宅訪問を行う場合に自費として
片道 5 km以上 10km 未満	1 🛭	500円	交通費をご負担いただきます。
片道 10 km以上 以降 5 km毎	1 🛭	200円	
有料道路、有料駐車場を利用した場	1 🗆	実費	
合			
文書作成料	1 🗆	実費	一般診断書、情報提供書などを作成した際にご負担いただきます。
その他材料費等	1通	実費	作業療法等リハビリテーションに必要な材料など必要に応じて個別
			にご負担いただきます。

保険報酬基本利用料・加算利用料 算定要件				
訪問リハビリテーション費	要介護認定を受けた利用者に訪問リハビリテーションを実施した場合に頂戴します。			
介護予防訪問リハビリテーション費	要支援認定を受けた利用者に訪問リハビリテーションを実施した場合に頂戴します。			
介護予防訪問リハビリテーション費	要支援認定を受けた利用者に利用開始日より12月を超えて訪問リハビリテーションを実施			
(12月超)	した場合に所定単位より減算した単位で頂戴します。			
	ただし3月に1回以上リハビリ会議を実施し計画の見直しを行い、計画書等情報を厚生労			
	働省に提出し必要な情報を活用している場合には減算を行いません。			
短期集中リハビリテーション費	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に1週につき概ね2日以上、1日当			
	たり 20 分以上集中的にリハビリテーションを行った場合に算定されます。			
認知症短期集中リハビリテーション費	認知症であると医師が判断した利用者で、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込			
	まれると判断された方に対して、退院(所)日又は訪問開始日から起算して3月以内の期間			
	に 1 週につき概ね 2 日を限度としてリハビリテーションを行った場合に算定されます。			
リハビリマネジメント加算イ	訪問リハビリテーション計画について理学療法士等が利用者又は家族に対し説明し 同意を得るとともに説明した内容を医師に報告し、3月に1回以上リハビリテーショ ン会議を開催し利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直して いる場合に算定されます。			
リハビリマネジメント加算ロ	リハビリテーションマネジメント加算イに加え、訪問リハビリテーション計画書 等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって当該 情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している 場合に算定されます。			
リハビリマネジメント加算	訪問リハビリテーション計画について、リハビリテーション事業所の医師が利用者又はご家			
(医師説明あり)	族に対して説明し、同意を得た場合に算定されます。			
計画診療未実施減算	訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、訪問 リハビリテーションを行った場合、1回につき所定単位を減算し算定します。			
サービス提供体制強化加算Ⅱ(*)	訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等の内、勤続年数が3年以上の者が 1名以上配置されている場合に算定します。			
口腔連携強化加算	事業所の従業者が口腔の健康状態を評価実施した場合で、利用者の同意を得て歯科医療機関やケアマネジャーに対し評価の結果を情報提供した場合に 1 月に 1 回算定します。			
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の方が退院するにあたり訪問リハビリテーション事業所の医師又はリハビリスタッフが退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に利用者への初回訪問リハビリを行った場合、当該退院につき 1 回に限り算定します。			